平成２０年（フ）第１７０１３号
埼玉県さいたま市岩槻区太田１丁目１―35―105、開始決定時の住所埼玉県さいたま市岩槻区大字谷下63
破産者　小澤　規男
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第６３２号
東京都港区三田３丁目４番20号
破産者　アサヒ建設株式会社
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３３０号
相模原市中央区中央５丁目５番24号
破産者　有限会社ジャストプランニング
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所相模原支部

平成２３年（フ）第１４５号
岐阜県中津川市坂下2369番地21
破産者　株式会社タテシンデリカ
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１５４号
名古屋市港区中川本町６丁目１番地の197　シーズンコート築地口201号、開始決定時の住所岐阜県中津川市坂下2369番地21
破産者　楯　　伸二
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２４年（フ）第１０７号
静岡県三島市松本370番地の２
破産者　有限会社荻野商店
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４７３号
名古屋市東区泉３丁目20番18号
破産者　有限会社名古屋ライフサービス
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１２９８号
神戸市東灘区深江浜町67番地
破産者　株式会社明急
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第２９３号
広島市中区竹屋町７―10　カーサ竹屋町201、商業登記簿上の本店所在地広島市中区中島町３―20―202号
破産者　アトリエ・ノア有限会社
1　決定年月日　平成24年７月11日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第１２９号
北海道砂川市空知太東２条６丁目２番26号
破産者　有限会社空知油圧工機
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２３年（フ）第２５１６号
横浜市鶴見区本町通２丁目51番地２　石山弘こと李東済方、商業登記簿上の本店所在地横浜市鶴見区獅子ケ谷１丁目５番51号
破産者　東済産業株式会社
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７２４号
横浜市金沢区鳥浜町１番１
破産者　株式会社南部かねはら
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２０年（フ）第４９５号
金沢市西泉２丁目152番地、実質上の本店所在地石川県野々市市二日市町430番地
破産者　株式会社東出組
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第８号
岐阜県関市平賀町８丁目１番地　アンビエンテひらが702
破産者　ニューワールドセブンこと　立木　將雄
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第６号
最後の住所京都府福知山市字土1117番地の253　松山コーポ７号室、破産手続開始決定時の住所京都府福知山市字堀345番地　府営日吉ヶ丘団地３棟216号
破産者　亡水間憲太相続財産
1　決定年月日　平成24年７月12日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所福知山支部破産係

免責許可決定

平成２４年（フ）第８４号
千葉県佐倉市井野1421番地40　グリーンタウンイノＢ―203号
破産者　石塚　博人
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第８５号
千葉県佐倉市井野1105番地10
破産者　佐藤ミヨ子
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第９５号
千葉県八街市八街ほ252番地40　サニーハイム向陽202
破産者　柗本　　豪
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０３号
千葉県八街市吉倉292番地８
破産者　細野　裕治
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１０４号
千葉県八街市榎戸919番地22
破産者　荒井　　修
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１８号
千葉県富里市日吉台５丁目16番地１　サンファイブ302号
破産者　石橋あつ子
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第１１９号
千葉県富里市日吉台４丁目３番地１　Ｂ棟703号
破産者　石橋佳代子
1　決定年月日　平成24年７月10日
2　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所佐倉支部